

養父市農業委員会

第25回会議録

令和6年10月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第25回会議録

1. 開催日時 令和6年10月24日(木曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第80号 農用地利用集積計画の承認について

議案第81号 非農地証明交付申請の承認について

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

4. 出席農業委員(13名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 出席推進委員(8名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
20番 栗田匡晃	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

7. 欠席推進委員(4名)

18番 谷村昭雄	19番 藤本浩一郎	21番 鎌谷壽三男
22番 上垣美由紀		

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : 時間となりましたので、ただいまから第25回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日も午前中から関係委員の方、現地確認、御苦労さんでした。

それと、8月の総会で5条申請で出ていました大屋の企業の件ですが、先週の16日に県の農業会議と県の農地委員会の方が現地確認に来られまして、大方2か月近くなりますが、許可相当ということになりましたので、報告させていただきます。

それで、また最近、朝、夜、少し涼しいですが、またそれから、昼はまだまだ暑い時期になっておりますが、皆さん、体調を崩さないように、農作業のほうも大変でしょうけど、頑張ってくださいと思います。

また、本日は部会のほうもありますので、またよろしくをお願いいたします。慎重審議、本日もよろしくお願ひします。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立報告をいたします。本日の出席、農業委員13名、全員出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員につきましては8名の出席です。併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されております。

山根会長、お願いいたします。

山根会長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の前川農業委員と6番の濱田農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第80号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第80号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告日は令和6年11月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が108,577平方メートル、56筆、合計108,577平方メートル、56筆です。利用権の設定を受ける戸数は33戸、利用権を設定する戸数は23戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用

権の内容別に見ますと、使用貸借権が56筆、108,577平方メートル、うち新規が56筆、108,577平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日から、契約年数は、5年契約が1筆、2,414平方メートル、10年契約が55筆、106,163平方メートルです。

詳細につきましては、次ページ以降に記載をしております。4ページから13ページまでが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出しする所有者と中間管理機構から借り受け、耕作するものを記載しております。貸借の期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第80号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第81号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 14ページを御覧ください。議案第81号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、長野の土地1筆で、面積が204平方メートルです。所有者は長野の方で、非農地の事由としましては、昭和30年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは15ページから19ページとなっております。

2番、上小田の土地2筆で、面積が468平方メートルです。所有者は八鹿町上小田の方で、非農地の事由としましては、昭和45年頃より山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは20ページから24ページとなっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明は終わりました。
番号1番の長野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： すみません、10番、藤原です。今朝ほどから現地確認、御苦労さんでございました。

15ページ、これは現地の航空写真になっております。建屋小学校で、その真ん中に旧建屋小学校がもう一つあるんですけど、もう一つ上に上がって、これは野谷という部落になるんですけども、赤い丸がしてあるところです。こちらに、奥に行くと、右のほうに行きます、16ページ、これがもう一つ詳しい現状の写真になるんですけども、県道が、この赤い402という番号が書いてあるところなんですけども、その下に県道が通っております。それで、ここに現在、家は解体済みと記入してあるんですけども、これはその持ち主の古家が建っていたところなんです。

17番、これが402-1になっております。

18番、これが現場の写真なんですけども、この赤いところに囲ってあるところが農地のまま残っております。ここは、ちょっともう家も古くなりましたし、危ないので解体されております。ここが農地であったのを、隣と同じような宅地にしたいということで申請を出されました。始末書にも書かれておりますので、これはまた許可相当と思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です、よろしくお願ひいたします。

現地の確認を午前中させていただきました。担当農業委員の方が詳しい説明をされたとおりですが、昭和30年頃から宅地化ということで、現在は建物は取り壊されており、雑種地状態になっております。宅地跡ということで、現状、農地として再利用は不可能のような状態になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、併せて始末書も添付されておりますので、現況地目への変更は妥当かと思われまますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。仕事をしていまして、ちょっとその時間すっかり抜けていまして、同席できませんでした。申し訳ありませんでした。御迷惑をおかけしました。後から現地確認してきましましたが、今、説明があつたとおりで。よろしくお願ひします。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第81号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の上小田について、担当農業委員より説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。資料につきましては、20ページから24ページということで、記載させていただいております。

まず、写真ばかりになるんですけども、20ページの写真と21ページの写真を見ていただきたいと思うんですけども、場所的には電車の八鹿駅から少し左側に入ったところの山の中ということになります。ただ、今は本当に山の中になっているんですけど、恐らく昔はまだあそこらに道があって、入っていたんじゃないかなというような形跡もあります。しかし、今現在はそこに行こうと思ったら大変で、道ももうなくなっていますので、現地まで行って確認したわけではないんですけども、前の道路と、それから、道路だけではちょっと分からないのでちょっと遠くなりますけれども、右の右岸道路のところから、一番よく見えるところから目視というんですか、目で確認をさせていただいております。その結果につきましては、ここの写真を見ていただいたら分かりますように、本当にもう山と同じような状況になっておりまして、畑地とかそういったものの形跡は全くございません。

次の23ページを見ていただいたら分かるように、遠くから見ると、このような感じで見えます。それで、全く畑地があるというような形跡も全くないので、もう大変、簡単な説明ではあるんですけども、この雑種地化を認めていただきまして、農地から外すということで御賛同いただきたいと思いますので、御検討のほうよろしく願いいたします。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： すみません、藤原でございます。先ほど担当農業委員が申されたように、この件に関しては、もう山ですね、山林としてとしか見えませんので、よろしくお願いたします。23ページの写真なんか、もう完全に山に見えます。それで、24ページに始末書もつけておられますので、よろしくお願したいと思ひます。以上です。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員、藤原委員の言われたとおりで、全く畑と化すことができない、もう山となっています。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第81号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 25ページを御覧ください。議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は284平方メートルです。譲渡人は京都府福知山市の方、譲受人は美方郡新温泉町の方です。譲受人は新温泉町の方ですが、隣接している住宅が空き家となっており、こちらに引っ越す予定となっております。この住宅に居住するにあたり、露天駐車場がありませんので、それを建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。なお、始末書を添付しておりますが、隣接住宅の増築部分が今回の申請地内に入ってしまったため、その部分につきましては事後の転用となります。関連ページは26ページから31ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は349平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八木の方、譲受人は養父市八鹿町国木の株式会社です。譲受人は建設業を営んでおり、隣接地を資材置場として利用しています。その資材置場が手狭となったため、隣接地に露天資材置場及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは32ページから35ページです。以上です。

山根会長： 事務局の説明は終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町高柳字野原の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用について同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

山根会長： 事務局の説明は終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 失礼いたします、秋山です。最初にちょっと、先ほどの説明の中で、八鹿町高柳野原と言っておられましたけど、これは野畑の間違いです、これがちょっと違つるということでよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、移ります、午前中は報告委員の方、現地確認ありがとうございました。御苦労さまでした。

それでは、関連ページですけれども、26ページから31ページになります。まず、27ページを御覧いただきたいと思ひます。場所です。9号線の高柳小学校前の信号を高柳向きに150メートルほど下っていただいた、二股道路の左手の道沿いに位置する場所が今回の申請地になります。これ先般、非農地証明で前回のときに申請に出された場所と同じ場所になります。その場所の多少違った位置が今回転用ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、28ページを御覧いただきたいと。28ページの位置図並びに30ページの現状写真を御覧いただきたいと思ひます。今回の申請農地は、この赤枠で囲んだ箇所になります。現況、800番6の半分以上は、先ほどの説明にもありまし

たけど、住宅化しております。一部、事後転用ということをお説明がありましたとおりで。また、隣接には住宅が立ち並んでおります。その中の部分にあたる農地になるわけでございます。ということから、他の農地への水利または日照等の問題もないものと思われ。転用にあたり、地域への同意書も取られて、同意書または始末書も添付されておりますので、御理解をいただきまして御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど秋山委員のほうから詳しく説明がありました。そのとおりなんですけれども、現況を見てみますと、第三者的に見ましても、この30ページの写真を見ていただいたときに、上のほうに畑のようなものがあるはずなんですけれども、もう現状ではこういうものは全くありません。今、この所有地の方につきましては、住所もこちらには住んでおられないというのが現状ですし、それから、正直なところを言いますと、御本人さんの意見等も聞きますと、やはり今住んでいるところからここを管理するのは大変難しいというようなことも聞いておられるそうです。そういったことから、やはり今度来られる方が、一人でも住人が増えるということですので、ぜひとも転用を認めていただいて、ここを住宅地ということで転用していただいて、利用していただいたほうが得策じゃないかなというふうに思ひますので、状況的には、今、秋山委員のほうで説明されましたので重複しますのでもしませんが、感想としてそういう思ひがしますので、皆さんの御意見をいただきたいと思ひます。以上です。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。秋山委員、それから木下委員の説明どおりだと思ひますので、審議のほうよろしくお願ひします。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第82号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町高柳の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

山根会長： 事務局の説明は終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。現地確認御苦労さまでした。関連ページですけれども、32ページから35ページを見ていただければと思います。

まずは申請地ですが、32ページの位置図及び34ページの航空写真を見てください。高柳農免道路沿いの聖長鉾山社宅の前の道を約60メートルほど山手に向かった、この赤丸がしてあります緑の部分、ここが今回の申請地になります。

続きまして、33ページの字限図を見ていただいたらありがたいです。黄色の枠で囲った部分、これが今回の申請地になります。隣接地は、申請人が手狭になって、借地であります、この横が借地になりますが、境界には柵とそれからコンクリートの壁があり、分離で使用をされるということを予定されているようであります。ただ、進入路も別のところから進入するというので、完全に別の物地になっております。また、それから、隣接の農地との間に排水路、左手側の青い部分、排水路、それから写真の下手になるんですけども、これが給水路になるわけでありましてけれども、そこの転用される場所は高さの変更、レベルの変更等も何もなされません。今、現状のまま、このまま使用していくということで、水利的にも日照的にもほとんど問題のないような状態で使用されるということになっております。

また、これ、場所的にも住宅地からかなり離れております。ということで、駐車場にされるのに騒音とか、そういう問題もかなり配慮されておりますので、問題のない申請かと思われます。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。今日、午前中、現地を確認いたしました。今、秋山委員から詳しく説明がありましたので、特に付け加えることはございません。許可相当だというふうに思います。以上です。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。午前中に現地確認を行いました。秋山委員の説明どおりだと思いますので、審査のほうよろしくお願ひします。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第82号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地の使用賃借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告①、農地の使用賃借の解約通知についてでございます。

本件解約通知につきましては、議案第80号の「農用地利用集積計画承認について」の中にもございました、中間管理事業に関わるものでございます。

番号を振っておりますけれども、解約の詳細、合意解約日、令和6年10月1日、土地の引渡し時期、令和6年10月1日、解約の条件なし、合意解約で中間管理

事業を活用する。全て同じになっておりますので、私のほうからは土地の詳細と申請人の詳細を御報告させていただきます。

1番、大藪の土地1筆、面積は2,803平方メートル、貸し人は大藪の方、借り人は八鹿町高柳の株式会社です。

2番、大藪の土地4筆、合計面積が4,168平方メートルです。貸し人が大藪の方、借り人も大藪の方です。

3番、大藪の土地1筆、2,663平方メートル。貸し人は大藪の方、借り人は朝来市和田山町の方です。

4番、大藪の土地2筆、合計面積が4,128平方メートルです。貸し人は豊岡市の方、借り人は朝来市和田山町の方です。

5番、大藪の土地1筆、2,143平方メートル。貸し人は徳島県徳島市の方、借り人は大藪の方でございます。

次のページを御覧ください。6番、大藪の土地1筆、2,115平方メートル、貸し人は大藪の方、借り人は藪崎の株式会社です。

7番、大藪の土地1筆、1,983平方メートルです。貸し人は明石市の方、借り人は大藪の方です。

8番、大藪の土地2筆、4,662平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は大藪の方です。

9番、大藪の土地2筆、1,982平方メートルです。貸し人は神戸市の方、借り人は大藪の方です。

10番、大藪の土地1筆、3,070平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は大藪の方です。

11番、大藪の土地1筆、2,993平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は大藪の方です。

12番、大藪の土地1筆、3,050平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は大藪の方です。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 38ページです。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

1番、大藪の土地1筆で1,398平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は大藪の方です。合意解約日は令和6年10月1日、土地の引渡し日も令和6年10月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用する予定です。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 39ページを御覧ください。報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、大屋町蔵垣の土地1筆で、面積が990平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方で、譲渡人も大屋町蔵垣の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が9月4日で、許可日が9月18日となっています。

2番、大屋町須西の土地1筆で、面積が1,410平方メートルです。譲受人は大屋町須西の方で、譲渡人は三宅の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が9月9日、許可日が9月18日となっています。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第25回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根達夫

署名委員 前川 尊

署名委員 濱田 房子